

平成30年度 第2回越谷市総合教育会議

日時：平成31年2月15日（金）

13時30分から14時50分

場所：越谷市役所本庁舎5階 第二委員会室

次 第

1. 開会

2. 議題

- (1) こしがや「プラス保育」幼稚園事業について
- (2) 児童生徒が学びやすい教育環境の整備について
- (3) その他

3. 閉会

出席者

市長	高 橋 努
教育長	吉 田 茂
教育委員会委員長職務代理者	堀 川 智 子
教育委員	進 藤 秀 子
教育委員	荒 木 明 子
教育委員	渡 辺 律 子

欠席者 なし

会議に出席した者の職氏名 別紙出席者名簿のとおり

平成30年度 第2回越谷市総合教育会議 出席者名簿

1. 構成員

職名	氏名
市長	高橋 努
教育長	吉田 茂
教育長職務代理者	堀川 智子
教育委員	進藤 秀子
教育委員	荒木 明子
教育委員	渡辺 律子

2. 関係職員

職名		氏名
子ども家庭部	子ども育成課長	野口 広輝
	子育て支援課 副課長	中村 則行
教育総務部	部長	永福 徹
	副部長（兼）生涯学習課長	福田 博
	教育総務課長	渡辺 真浩
	教育総務課 副課長	並木 智史
学校教育部	部長	瀧田 優
	副参事（兼）学務課長	岡本 順
	副参事（兼）教育センター所長	鈴木 雅彦
	指導課長	山口 徳明
	指導課 調整幹	青木 元秀
	教育センター 調整幹	原田 肇子

3. 事務局

職名	氏名
市長公室 政策担当部長	高橋 成人
市長公室 政策課長	山元 雄二
市長公室 政策課技師	平井 晶子

○司会 それでは、皆様おそろいですので、平成30年度第2回越谷市総合教育会議を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます市長公室政策担当部長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

お手元に次第、それから出席者名簿、資料1といたしまして「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」、資料2といたしまして「特別支援教育の現状と方向性」についてです。不足等はありませんでしょうか。

それでは、総合教育会議の主催者であります市長から御挨拶を申し上げます。市長、お願いします。

○市長 皆様、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、平成30年度第2回越谷市総合教育会議に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本年1月1日から新教育委員会制度に完全移行し、また委員の変更もありましたが、引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、来年度から始まるこしがや「プラス保育」幼稚園事業について、子ども育成課長から御説明させていただいた後、児童生徒が学びやすい教育環境の整備について、教育センターからご説明いただくこととなっておりますので、皆様と情報の共有、活発な意見交換をし、今後の教育施策に生かしていきたいと思っております。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 本日の総合教育会議につきましては、非公開とすべき事項はございませんので公開とし、傍聴につきましても許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、本日の会議は公開とし、傍聴を許可したいと存じます。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者はいらっしゃいません。

○司会 傍聴につきましては、あらかじめ許可しておきますので、この後、傍聴人がいらっしゃいましたら、適宜誘導をお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題(1)こしがや「プラス保育」幼稚園事業についてです。

子ども育成課から説明をお願いいたします。

○野口子ども育成課長 子ども家庭部子ども育成課長の野口と申します。どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、こしがや「プラス保育」幼稚園事業につきまして、資料に基づきご説明申し上げます。

お手元の資料1をご覧くださいと思います。

こちらは、「こしがや「プラス保育」幼稚園事業～市内の11幼稚園等で行う保育施設希望者にやさしい長時間預かり保育を支援します～」というサブタイトルでございます。

この事業につきましては、平成31年度から長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園の教育部分を越谷市独自のこしがや「プラス保育」幼稚園と認定し、支援するもので、仕事をしている等の理由から、保育所など保育施設への入園を希望する保護者の選択肢に、既存の社会資源であります、教育施設の幼稚園が加わることで、保育の受け入れ枠の拡大と、幼稚園等の入園率向上を図り、子育てしやすい環境整備を行うものであり、越谷市オリジナルの補助制度でございます。

右上上段の表をご覧くださいと思います。

このプラス保育の名称でございますが、幼稚園に保育をプラスする意味と、「プ」、「ラ」、「ス」それぞれの文字に意味を持たせております。「プ」につきましてはプライス、定額の預かり保育で、「ラ」はライフ、仕事など毎日の生活をしやすく、「ス」はスマイル、3歳児以上も安心して預け先確保、でございます。

また、緑と青と赤のマークでございますが、これは本事業の実施予定幼稚園から、シンボルマークなど、園から保護者へアピールできる仕組みが欲しいという声をいただきましたので、作成したものでございます。このマークは記号の「プラス」と片仮名の「ホ」を重ねたもので、笑顔や丸字の幼稚園の表記からプラス保育幼稚園を表現したのになります。さらに笑顔の部分は青、プラスの部分は緑、育の部分は赤とし、越谷市のイメージである水と緑と太陽を表しております。未来を担う越谷の子供たちの夢を育てるようになってほしい、そんな思いを込めて子ども育成課の職員がデザインさせていただいたものでございます。

次に下段の表になりますが、財源でございます。

先ほど申し上げましたとおり、越谷市独自の単独事業でございます。預かり保育の自治体メニューに内閣府の子ども・子育て支援交付金というメニューがあるのですが、その一部をうまく利用させていただいて、一部補助をいただきながら、独自の事業をさせていただくものでございます。

次に、中段の「1. こしがや「プラス保育」幼稚園とは」でございます。

私立幼稚園及び認定こども園の教育部分が、次の条件を満たす取り組みを行う場合、

越谷市独自のこしがや「プラス保育」幼稚園として認定し、支援します。加えて、平日11時間開園、土曜日開園など、保育所に近い運営をする幼稚園にはさらに加算を行う仕組みを設けております。その上で、保育所等の入所条件を満たす児童をプラス保育枠とし、定額で預かり保育を行います。

市民の皆様から保育所の入所についてご相談をいただく際によくご意見を賜ります、3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズに、私立幼稚園様と協力をして応えていくものでございます。

次に、下段の表、こしがや「プラス保育」幼稚園の決まりでございますが、10時間以上の開園、長期休業期間、夏休み等でございますが、その平日は4分の3以上開園、振替休日などがあらかじめ確認できる、土曜日は休園ですが、場合によっては開園していただく、費用が明確になっている、定額の預かり保育といたしまして、機能強化型ということで、ほぼ保育園に近い形でやっていただく園には、市民負担として月額6,500円、先ほど申し上げた平日4分の3以上の基本型につきましては月額6,000円をご利用いただけるような仕組みになっております。

それでは、次のページをお開きください。

「2. プラス保育枠の対象者」でございますが、プラス保育枠の対象となるには、保育所の利用の条件にほぼ近い形と考えております。保護者、父母ともに次のいずれかの保育が必要な事由が常時月64時間以上、目安といたしまして週4日以上かつ1日4時間以上の就労がある。3カ月以上継続して預かり保育を利用する必要があることが必要となります。主な保育が必要な理由といたしまして、就労として、日常の家事以外の仕事をしている場合。就労内定として、求職活動を行い就労内定が出ている場合、就学といたしまして、学校または職業訓練校に在学している場合。なお、産前産後休暇中や育児休業中の場合、また同居の65歳未満の保護者の父母が無職の場合など、保育所の場合ですと対象になりますが、この要件につきましては、保育所の方は途中で退所などあるのですが、この幼稚園事業につきましては年間通してやるということで、この方たちについては対象外とさせていただいております。

次に、右の図のイメージ、幼稚園の1日と預かり保育でございますが、白抜きの部分が通常の幼稚園の1日の流れとなります。そこにオレンジ色で示してあります基本型となりますけれども、8時からお預かりをし、14時に帰らないで、18時まで基本的にはお預かりするという保育園に近いようなお預かりを幼稚園でやっていくという、オレンジ色の部分が「プラス保育」幼稚園事業でございます。

次に、保護者負担の具体例でございますが、まず下段の表を見ていただければと思います

ます。

例といたしまして、3歳児で預かる費用、8時から18時、毎日預かる場合で、月額で比較してみます。

通常の私立保育園では、一番該当者の多い保育料の階層が月額3万300円になっております。その他の費用といたしまして、主食代とかリース代だとかを含めると、大体3万2,300円が通常の料金となっております。これをベースとして、私立幼稚園のBとCとありますが、これは名前を明記しておりませんが、具体的に越谷市内にある幼稚園の料金を参考にして出してあるものでございます。B幼稚園では、保育料、就園奨励費を引いた額になりますが、実質2万2,700円、これに給食費や冷暖房費、そしてこの「プラス保育」の預かり料として6,500円を加えますと合計3万4,650円。保育所と比較すると、プラス2,350円。また、C幼稚園では、保育料実質2万1,700円にその他の費用を加えると3万950円、逆に保育所と比較いたしまして1,350円安くなるというような形になります。

こうすることで、定額の預かり保育を行うことで、毎月の費用は保育所との差が縮まり、このため就労していても幼稚園という選択肢が可能になると考えております。

一番下の絵になりますけれども、こちらは未就学児のお子様がいらっしゃる家庭におきまして、幼稚園に、仕事に支障がなければ、保育所と同程度の料金ならば、また、弁当持参も少ないのであれば、幼稚園教育も受けられるし通わせたいという意見をいただいていることや、また地域型保育という0歳から2歳までの保育施設があるのですが、そちらに入っても3歳以降はこのサービスを使えるということで、3歳児の壁という言葉は皆さんご存知かもしれませんが、3歳児になったときに改めて保育施設探しを行う負担が減っていくのではないかとということで、このように思っただけのような事業となるよう考えたものがこの事業となります。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

「4. 「プラス保育」幼稚園開始後の入園先の選択肢」でございます。

3歳以上の入園先に「プラス保育」幼稚園が加わることで、保育所など保育施設への入園を希望する保護者の選択肢が増えます。また、2歳児まで入園できる地域型保育事業所と幼稚園等が連携施設となっている場合、地域型保育事業所の卒園児は、そのまま連携先の幼稚園等に入園し、プラス保育を受けながら就労等を継続することができるようになります。

イメージの表をご覧くださいと思います。

保護者の方が幼稚園教育を受けさせたいという場合、これまでは3歳児から幼稚園や

認定こども園という選択肢を選ばれております。また、下の2つになりますけれども、保護者の方が就労等のために保育が必要な場合、大きく分けまして0歳から2歳の地域型保育事業所というところに通わせて、その後保育所か認定こども園の保育部分に流れるか、もしくは0歳から保育所、認定こども園（保育部分）に行くどちらかの流れでしたが、その間に地域型保育を卒園した後、幼稚園の長時間預かりプラス保育を行っているところの幼稚園教育に魅力を感じている方は選択肢として選べるようになったというようなイメージでございます。

次に、「5. 申込の流れ」でございますが、まず幼稚園の入園申込といたしまして、通常願書配付時期が毎年10月15日、願書の提出が11月1日ということで、大体入園内定につきましては、11月1日以降順次園で行われると伺っています。それにあわせまして、プラス保育枠の利用申込を同時に申し込んでいただきまして、こちらの承諾も11月8日までにしてくださいというようなお願いをさせていただいて、入園式を迎えることになっています。入園の申込プラス、プラス保育の利用申込の2つ行っていただくこととなりますが、ただプラス保育の受け入れ枠というのを各園で設定しております。これは、幼稚園教諭等の数にも影響しますが、その関係でプラス保育枠の利用承諾が出ても入園内定とならない場合や、入園内定が出てもプラス保育枠が利用承諾とならない場合があります。一例ですと、レイクアスナロ幼稚園というのが今年できたのですが、プラス保育枠は余っていたのですが、通常入園希望者が多くて、枠いっぱいまで申し込めなかった。希望はしたけれど、もともとの定員がいっぱいだったので行けませんでした、入れませんでしたというような話もございます。

あと、条件的に先ほど申し上げたプラス保育の対象とならないというのもありますので、その辺は順次園や市役所に相談していただきながら決めていくような状態でございます。

続きまして、次のページをお開きください。

「6. 対象となる幼稚園・認定こども園」でございます。

左の表のとおり、平成31年4月から11園の幼稚園等に実施いただけることになっております。なお、表の実施内容の部分で赤丸に白抜きの文字については、表の下に説明があるようにサービスの内容を示しております。例えば中段あたりにある大袋幼稚園ですと、機能強化型で土曜日もやっていて11時間以上開園して、給食も提供するというところで、内容的にはほぼ保育所と同じようなサービスが受けられる。日中は幼稚園活動をして、それ以外の部分については預かるというような幼稚園になっております。

右の地図を見ていただきますと、オレンジ色の部分でこの11園を示しております。見

ていただきますとわかりますように、市内全域に大体実施園が点在していることになりまして、ほぼ市内全域から利用可能な状態となっています。

次に、「7. これまでの広報・周知」でございますが、まず平成30年8月8日水曜日に実施幼稚園等に市長から「プラス保育」幼稚園認定書の交付を行いました。下の写真は、その際の集合写真でございます。

その後、8月18日土曜日と8月29日水曜日に市民向け説明会としまして、中央市民会館劇場で実施いたしました。延べ350名の方に参加をいただいております。

その後、9月15日土曜日にテレビ広報「いきいき越谷」の冒頭で特集を組んでいただきました。

また、広報こしがや季刊版の秋号に、4ページを使いまして周知をさせていただいております。

11月1日には、先ほど申し上げた願書の受け付けということで始まっています。

次のページをご覧くださいければと思います。

「8. 実施幼稚園への補助基準額・優遇措置」でございます。

(1)としまして補助基準額でございますが、先ほど申し上げた基本型と機能強化型で若干異なるのですが、基礎補助額といたしまして、基本型のプラス保育をやっていた園には、まずは基礎補助額として年間100万円、機能強化型をやっていたところには年間150万円、さらに保育対象児童者数によりまして、1月当たり基本型ですと児童1人に対して1万円、機能強化型だと1人に対しまして1万5,000円払っています。ここから以下は共通になるのですが、連携施設加算といたしまして、先ほどの説明をさせていただいた保育所の0歳から2歳の地域型保育があるのですが、そこを卒業して3歳になるときに連携施設として卒業したらうちで受け入れるという約束をしていただく施設があります。そこに幼稚園様もなっていてございますが、連携施設として提携を結んでいただいている園については、年額10万円の補助をさせていただいております。さらに就労支援型施設の加算といたしまして、いろいろな事務が増えるということで、これは国の制度を運用しているのですが、年額138万3,200円。土曜日実施加算、先ほど申し上げたとおり、平日は基本的に幼稚園はやっておりますが、土曜日もあけますよと言っていたところには年額80万円、さらに11時間以上実施しますよというところには年額75万円、給食を5日間実施しますよというところは年額30万円さらに加算をして補助をさせていただきます。

次に、(2)のその他の優遇策でございますが、こちらのこしがや「プラス保育」幼稚園事業を実施する幼稚園等には、次の優遇策を行います。

預かり保育に従事する職員にプラス保育従事手当による賃金改善を行い、補助対象経費に含めることを可能とすることで、幼稚園等における賃金改善に取り組みます。先ほど申し上げましたように(1)で説明をしました補助額をぜひ幼稚園教諭の皆さんに還元していただきたいということで、園には申し入れております。

今、全国的に保育士の賃金が安いというふうに言われておりますが、幼稚園教諭も同様な賃金体制で就労されているということもありますので、その面を踏まえまして賃金改善、処遇改善をしていただければということで補助をさせていただいています。

続きまして、中黒の2つ目になりますが、実施園で勤務している幼稚園教諭の子供を保育所等へ預けたい場合、利用調整指数を保育士並みに加算する優先入所を行います。こちらにつきましては、保育所に入所するには就労状態等で点数制にして、点数が高い方から保育所に入れるような仕組みになっております。今、全国的に保育士不足が叫ばれる中、保育士を確保するために全国的な取り組みであるのですが、越谷市も特に、大体平均点が四十何点になるようなところを保育士だということで7点加点をさせていただいて、実情7点加点すると保育士の方はほぼ保育所に入れるような仕組みにつくっております。それで就労していただいているのですが、通常の幼稚園教諭は対象外だったので、このプラス保育をやっていただける幼稚園の幼稚園教諭には同じように加点を7点つけさせていただくという取り組みをさせていただきます。これによって、幼稚園教諭の預け先を確保して、職場復帰がしやすくなったということで、実施幼稚園からはお言葉をいただいているところでございます。

次に、「9. 申込状況」でございますが、平成30年12月4日、11月の1回目の募集の段階で、一応今年度の定員350名を予定しておりますが、248名内定しております。これは、今後の状況にもよるのですが、保育所の入所が大体1月の末に結果発表をさせていただいております。その中で保育所に入れなかった方等が、この後空いているプラス保育の枠の幼稚園を目指して問い合わせをしているという話も伺っておりますので、今後利用者数はより増えていくのではないかと見込んでおります。

次のページをご覧くださいいただければと思います。

参考といたしまして、越谷市内の私立幼稚園の預かり時間等の状況を表にまとめてございます。

なお、準備が間に合わなかったということで、平成31年度はプラス保育をできなかったけれども、ぜひ職員の体制等を整えて、来年度以降は我が園も「プラス保育」幼稚園をやっていこうというふうに言っている幼稚園も多々ありますので、今年は4月1日現在では11園ですが、来年2020年の4月には幼稚園数が増えるものと認識して

おります。

以上が資料に基づく説明となります。

今後、人口減少が見込まれておりますが、その一方で保育需要は国の掲げる1億総活躍社会の取り組みによる共働き世帯の増加などにより、ますます高まっていくものと想定されております。この事業が市民の皆様のご願いである待機児童の解消はもとより、本市における貴重な未就学児の教育・保育の提供の場である既存の幼稚園、保育園が今後とも末永く共存できる仕組みとなることを期待しているものでございます。そして、この取り組みが本市の目標の一つでございます「子育てにやさしい、誰もが安心して暮らせるまち越谷」の実現に寄与する事業となることを期待して実施してまいります。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○**司会** ただいま子ども育成課からこしがや「プラス保育」幼稚園事業に関して説明いたしましたけれども、市長から改めて事業の趣旨等について申し上げた後、ご質問等をいただきたいと存じます。

○**高橋市長** 今、子ども育成課長から説明のあった事業でございますけれども、この事業を実施するに当たりまして、保護者の選択肢が幼稚園も加わるということで、大きな効果が期待されると思います。保育の受け入れ枠がこれだけ拡大できるという見込みが立っておりますので、幼稚園等の入園率の向上もあわせてあるものと期待をしています。

子育てしやすい環境整備をこれからも進めていきたいと思っておりますので、ぜひご理解とご協力を賜りたいと思っております。

○**司会** それでは、このこしがや「プラス保育」幼稚園事業につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○**進藤委員** 5ページの一番下に、保育施設の結果が出た後、「保留」結果になった人がこちらの制度にさらに流れ込むのではないかとということが書いてあるんですけども、あくまで現状分かるところで結構ですが、いわゆる待機児童、保育園に入れない人たちは大体どれくらい出るような見込みでしょうか。

○**野口子ども育成課長** 平成30年、今年度4月につきましては、国の言う待機児童数というのが45名おりました。一般に国ではこのような基準を満たす人が待機児童とみなすというのが、国のフィルターにかけていくと45人なのですが、保留児童といいますが、最終的に申し込んだけれども、国の待機児童にはならないけど入れなかった人が400名を超えている状況でございました。今年は、今1次の結果を出して、さらに2次、3次とありますので、待機児童数というのは大体6月ごろにならないと数字が出ない

のですが、平成30年11月現在の申し込みの状況は、昨年度よりもかなり増えていますが、施設もプラス保育を合わせて500人近く定員枠を増やしております。その結果がどうなるかということで、私どもとしては待機児童が減るのを期待しているのですが、最終的にミスマッチなどもありますので、その結果で場合によっては申込数から考えると若干増えてしまう可能性もあると考えておりますが、引き続き対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○進藤委員 ありがとうございます。

○司会 他にご質問はいかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○司会 ご質問等ないようですので、議題(1)のこしがや「プラス保育」幼稚園事業につきましては、以上で終了とさせていただきます。

続きまして、議事の2、児童生徒が学びやすい教育環境の整備について、教育委員会から説明をお願いいたします。

○鈴木教育センター所長 続きまして、学校教育部教育センター所長の鈴木でございます。

それでは、児童生徒が学びやすい教育環境の整備について、特別支援教育の現状と方向性について御説明いたします。

資料と、スライドも用意しましたので、ご覧いただければと思います。

まずは、特別支援教育をめぐる国の動きについてご説明いたします。

資料は1ページになります。

平成18年12月に障害者の権利に関する条約が国連総会で採択されました。この条約では、障がい者を理由とする差別の禁止など、障がい者の権利を守るための基本原則などを定めるほか、教育の分野においては、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みとしてのインクルーシブ教育システムの理念について提唱されました。

これを受けて、我が国日本では平成23年8月に障害者基本法を改正いたしました。同法第16条において、国及び地方公共団体は、障がい者がその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童生徒が障がい者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善、充実を図るなど、必要な施策を講じなければならないと示されました。また、平成18年の学校教育法の改正により、障がいの種類や程度に応じ、特別の場で指導を行う従来の特殊教育から通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自

閉症等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行う特別支援教育への転換が示されました。それまでの盲、聾、養護学校は、特別支援教育に一本化され、特殊学級は特別支援学級へと名称変更するとともに、通常の学級においても発達に課題のある児童生徒に対し、適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育を推進することが明示されました。

次に、インクルーシブ教育システムについて御説明いたします。

資料は2ページ、3ページになります。

インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであります。そのためには、障害者権利条約において障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、児童生徒の生活する地域において、初等・中等教育の機会が与えられること、必要な合理的配慮が提供されるなどが必要であると示されています。

合理的配慮とは、例えば障がいの特性に合わせ座席を決める。また、試験時間を延長する。段差にスロープをつける。意思を伝えるためにタブレットやカードを使うといった障がいのある子がほかの子と平等に教育が受けられるための支援であります。

こちらのスライドをご覧ください。

発達障がいの子供たちの障壁を視覚化してみますと、左の図は、平等ではありますが、右の子は見えない状況にあります。右の図は、公平さが担保され、全員が試合を見ることができています。このように、合理的配慮により、ハンデがある子もほかの子と同じように学んだり生活がしやすくなったりします。平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の提供が義務づけられました。

資料2ページ、下段の四角の枠の中をご覧ください。

平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会で示された報告書より、インクルーシブ教育システムにおいては、共生社会の形成を追求しつつ、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要であると示されております。つまり、3ページの上段にある図のとおり、個別の教育的ニーズを把握し、最も的確に答える指導の場を提供できるように行政は特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室、専門スタッフを配置した通常の学級などを整備し、提供できるようにすることが求められております。

次に、特別支援学級とそれぞれの学びの場を含めた越谷市の特別支援教育の現状についてご説明いたします。

まずは、越谷市の特別支援学級についてご説明いたします。

特別支援学級とは、軽度の障がいのある児童生徒を教育するために設置される学級で、越谷市では、知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒を対象とする特別支援学級を設置しております。定員は8名が標準であり、きめの細かい指導を行うことができるよう少人数で編成されており、1つの学級に複数の学年の児童生徒が在籍しています。

教育内容は、原則として小・中学校の学習指導要領に沿って行っていますが、児童生徒の障がいの状況や特性などに応じて治療的指導、教科補充指導、独自の教科内容による指導など、多様な内容についての指導を行っております。

それでは、特別支援学級の授業の様子をご覧ください。

〔動画上映〕

○鈴木教育センター所長 これは、特別支援学級で行われている生活単元の授業で、実生活につなげるための学習です。この授業では、レストランに行ったときに、注文や会計を自分でできるようにすることを狙いとしています。この授業の後、わくわくアート展という特別支援学級の児童生徒の作品展を見に行く機会を利用して、実際にレストランに行き、昼食の注文や支払いをするという体験をしています。

次に、資料5ページの(1)の表とグラフをご覧ください。

これは、平成23年度から平成31年度までの特別支援学級の設置校数、学級数及び児童生徒数の推移でございます。平成23年度と今年度を比較しますと、平成23年度の小学校特別支援学級在籍児童数は167名、平成30年度は307名、この7年間で約2倍に増加しております。中学校も99名から120名と増えております。これに伴い、特別支援学級の学級数も小学校では32学級から56学級へ、中学校では17学級から22学級へと毎年のように新設してまいりました。設置校も小学校では16校から20校に、中学校では5校から7校へと増やしてまいりましたが、平成30年度現在、小中合わせての設置率は60%であります。

資料6ページの(2)をご覧ください。

他市町の設置状況はご覧のとおりでございます。全県の平均設置率は82.3%であること、また埼玉県第2期教育振興基本計画における平成30年度の設置率目標値が80%であることから、越谷市は今後可能な限り速やかに全校設置ができるよう推進してまいります。

次に、通級指導教室についてご説明いたします。

通級指導教室とは、通常の学級での学習におおむね参加でき、知的障がいがなく、自閉症や情緒障がい、難聴や言語障がいの状態に応じて週に1回程度の通級による特別な

指導を行うための教室であります。

それでは、通級指導教室での授業の様子をご覧ください。

〔動画上映〕

○鈴木教育センター所長 これは、自閉・情緒障がいの通級指導教室の自立活動の授業の様子です。コミュニケーション力を高めるために、自分のことを相手に分かるように伝える学習を行っております。

続いて、こちらは難聴・言語通級指導教室の様子です。

〔動画上映〕

○鈴木教育センター所長 正しく音を発音しているか、教師が声と口の動きを見ながら必要な指導を行っております。

資料6 ページの(3)をご覧ください。

この表のように、小学校発達・情緒障害通級指導教室については、ここ3年間で38名から62名と増えており、今後も増加が予想されております。

そこで7ページのように、平成31年度当初に大沢小学校に1教室、蒲生小学校から出羽小学校に1教室移設し、2校に新たに発達・情緒障害通級指導教室を設置いたします。また、難聴・言語障害通級指導教室につきましては、現在、大沢小学校に4教室開設しておりますが、武蔵野線より南の地域からの設置要望が多くあることから、平成31年度当初に大沢小学校から教員を蒲生小学校に週2日程度派遣する形で開設いたします。

次に、病弱・身体虚弱特別支援学級、いわゆる院内学級について御説明いたします。

院内学級とは、入院による加療を必要とする児童生徒が在籍し、越谷市立病院内に設置してある教室やベッドサイドで指導、支援を行う特別支援学級です。県内で院内学級を設けている市は、越谷市、日高市、所沢市の3市のみであり、越谷市の特別支援教育の大きな特色と言えます。

それでは、院内学級の授業の様子をご覧ください。

〔動画上映〕

○鈴木教育センター所長 小学生、中学生それぞれに教員がつき、個別指導を行っております。

資料8 ページをご覧ください。

上段の正式入級とは、2週間以上の入級で学籍の異動が伴うケースであり、下段の体験入級は、学籍の異動を伴わない短期間のケースであります。

次に、県立特別支援学校について御説明いたします。

特別支援学校とは、重度の障がいのある児童生徒を教育するために設置される学校で、

越谷市内の子供たちは、主に県立越谷特別支援学校、県立越谷西特別支援学校、県立草加かがやき特別支援学校へ通っております。

資料9ページをご覧ください。

これは、県立の特別支援学校に在籍している市内在住児童生徒数の推移であります。今年度県立特別支援学校に通っている子は218名であります。合計数のところに着目していただきますと、平成27年度から4年連続増加しており、特に草加かがやき特別支援学校は児童生徒数が急増し、今年度は400人を超え、教室が足りない状況だと聞いております。

次に、特別支援教育の充実に向けた越谷市の取り組みについてご説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

越谷市では、特別支援教育の充実を図るために10ページの(1)のとおり、特別支援学級や通級指導教室担当者を対象とした研修をはじめ、校内の特別支援の推進役である特別支援教育コーディネーターを対象とした研修や、通常の学級を担当している教員を対象とした研修など、職種に対応した研修を実施しております。

(2)をご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、特別支援教育の充実を図るためには、通常の学級に在籍する発達に課題がある児童生徒へのより適切な支援を行うという視点も極めて重要であります。

そこで本市では、特別支援教育や発達障がいについて専門的に研究をしている大学の教員等を指導者として依頼し、学校を訪問していただき、課題がある児童生徒の行動観察をした後、どのように対応したらよいのかについて、担当する教員に直接アドバイスをさせていただき発達支援訪問指導を市内45校全ての学校を対象に年2回ずつ計90回の訪問指導を実施しております。学校から成果を聞き取ったところ、資料10ページのとおりに、教員が不用意に怒ったり注意したりすることや、指導の中で声を荒げたりすることが少なくなった。また、教員の発達障がいについての関心、理解が高まってきている。また、児童生徒の特性を理解した上で関わることができるようになった。さらには、保護者との面談の際に学校や担任の子供に対する支援の方法や、子供の変容について具体的かつ説得力のある内容を伝えることができるようになったなど、多くの学校から教員の資質能力の向上に有効であったという報告を受けております。今後も全校2回の実施を実現していきたいと考えています。

資料11ページの下段(3)をご覧ください。

この表の数字は、教育センターの特別支援教育担当指導主事が、特別支援学級や通級

指導教室の担当者の授業を見て、指導をしたり、助言を行ったり、発達に課題がある児童生徒の行動観察をして、支援の仕方をアドバイスした数であります。今年度は12月末時点で延べ130回学校訪問をしております。

資料12ページの(4)の表をご覧ください。

これは、特別支援教育支援員の配置状況でございます。

学校からの支援員の配置要望数は、平成25年度から7年連続増えております。教育環境の充実を図るためにも、インクルーシブ教育システムの構築のためにも、教育委員会では紹介している学務課を中心に配置人数の増員に向けて努めているところでございます。

次に、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みについてご説明いたします。

資料は13ページになります。

市内の特別支援学級設置校では、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と一緒に学ぶ交流及び共同学習を積極的に行っています。

この写真は、南中学校の体育祭の様子です。南中学校では、特別支援学級の生徒が通常の学級の生徒と一緒に練習を行う中で、互いの触れ合いを通じて豊かな人間性を育てています。体育祭本番では、バトンをリングに替えたり、大縄跳びの目標回数を生徒の状況に合わせて設定するなど、障がいの特性に配慮をした特別ルールという合理的配慮のもとで、全ての生徒が目標達成に向けて力を合わせて取り組んでいます。このような取り組みが特別支援学級を設置している全ての学校で行われています。

また、この写真のように、県立特別支援学校に在籍している児童生徒が、地域の通常の学級にも籍を置き、定期的に学習に参加する支援籍学習も本市では積極的に行っています。この支援籍学習は埼玉県独自の制度で、特に越谷市は多くの学校が積極的に受け入れを行っており、障がいのない児童生徒にとっては心のバリアフリーを育むことにつながり、障がいのある児童生徒にとっては社会で自立できる自信と力を育むことや、地域とのつながりを再認識することに結びついております。

次に、14ページをご覧ください。

特別支援学級担当者の育成や新たな担当者の発掘につきましては、本市のみならず県の課題でもあり、県も研修の充実に向けて力を入れております。一例を挙げますと、4月のところにあります特別支援教育推進専門員の派遣事業では、特別支援教育の専門家が直接学校を訪問して、特別支援学級の担当教員に指導法をアドバイスする実践的研修を行っております。また、5月のところにあります、初めて特別支援学級の担当者にな

った教員を対象とした年4回の研修会や臨時的任用教員を対象とした担当者研修会など、新たに実施されるようになった研修もあります。

また、本市でも研修の質の向上に努めております。先月には、管理職や教員、特別支援教育支援員や学校相談員に発達障がいに対する理解を深めてもらうため、元NHKアナウンサーで発達障がいの子を持ち、自閉症スペクトラム支援士の資格を持つ国沢真弓さんを講師に招き、研修会を実施いたしました。

参加者の感想録を見ますと、発達障がいを持つ子供の可能性を高めるために、これからも研修を積みたいと思います。また、発達障がいを持つ親の思いを受けとめ、明日からの指導に活かしてまいりますなど、150名を超える全ての参加者から前向きな意見や心にしみる研修会になったなど高評価をいただきました。今後も越谷市主催の研修を軸にしながら、県主催の研修も効率よく組み合わせ、教員の指導力向上と特別支援学級担当者の発掘に努めてまいります。

以上、雑駁な説明でございましたが、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 ただいま説明をいただきました児童生徒が学びやすい教育環境の整備に関して、ご意見などございますでしょうか。

堀川委員、いかがでしょうか。

○堀川委員 大変丁寧な資料を作っていただきまして、勉強させていただきました。ありがとうございます。

経験上のお話ではあるのですが、10ページにあります発達支援訪問指導というところなんですけれども、通常の学級に在籍する発達障がいの疑いがある児童生徒の理解と支援ということで、訪問指導等をされているようなんですけれども、やはり担任の先生が非常にご苦労されていて、その子にかかる時間が非常に多くてクラスが荒れたり、十分な教育が全体的に受けられないという例も聞いたことがあります。保護者などが交代で見に行ったりということもあったようなんですけれども、ぜひ支援員さんを増やして、全体のお子さんにしっかり同じような教育ができるような支援ができればいいのかなと思います。以前に比べれば、発達障がいや情緒障がいの子たちが表に出て分かりやすくなってきて、支援員さんに頼んだり、周りでいろいろ協力してということができるようにはなっていると思うんですけれども、まだまだ足りないのかなという気がしておりますので、支援員さん、そういう学級に行って補佐するような先生がもう少しあればいいのかなと感じています。

それと、今後の方向性ということで2024年90%に向けてということで、これから頑張

っていかれると思うのですけれども、それに向けての現在の課題がもし分かれば教えていただきたいなと思います。

○鈴木教育センター所長 課題は幾つかあるわけですが、1つは教員の育成です。やはり専門性を高めるという視点で、これから特別支援学級の新たな担当者となる教員の発掘、またはその教員の育成、また、施設設備につきましては、特別支援学級の教室の確保。例えば1教室あればいいというわけではなく、知的障がい、自閉・情緒障がい、2つの障がい種がありますので、学級をつくるとなりますと2教室、3教室という形で必要になってきますので、そういった教室の確保を見据えて設置を考えていきたいと思っています。

○堀川委員 ありがとうございます。以上です。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

進藤委員、いかがでしょうか。

○進藤委員 私は様々なところで相談を受ける機会もあるんですけども、最近実感として、やはり発達障がいのお子さんを持たれる父兄の方が増えているなというのが実感です。特にご父兄の方が悩まれるのが、学校に上がる時にどうしようということ、先ほどのお話だと越谷市では4歳児からこういった就学に関する相談を受けているということで、随分手厚い保護をしているんだなと感じました。

その話を伺いながら、疑問に思ったことがありましたので教えていただきたいのですが、こちらは未就学児が対象になってくると思うのですが、越谷市では児童発達支援センターというの施設があって、多分これは市長部局でやっていらっしゃるのだと思いますけれども、こちらで発達障がいの方に関しての支援をしていると思いますが、こちらとの連携であったり、情報交換であったり、従来発達支援センターで見ていただいた方がこういった形で今度就学した場合に支援を受けているのかということをお願いしたいです。

○鈴木教育センター所長 児童発達支援センターとの連携は本当に密にさせていただいています。児童発達支援センターにつきましては、療育を行う機関です。私たち教育センターはそのお子さんが受ける場としてどこが一番ふさわしいのか、就学先を保護者と一緒に考えていく場でございます。ですので、そういった役割が分かれているということでご理解いただきたいと思っています。

○進藤委員 そうすると、療育がもう学校に上がってしまうと受ける場はないということですか。

○鈴木教育センター所長 教育センターでも療育を行っている相談員がおります。です

ので、小学校に入学した子供も就学のことだけではなく、悩みを抱えているということで、教育センターに定期的に相談に来ていますし、またそこで療育も同時に行っています。また、様々な医療機関との連携も行っておりますので、保護者、また子供によっては医療機関に行っている子もいますし、併用している子もいます。

○中村子育て支援課副課長 子育て支援課中村と申します。

未就学児の療育につきましては、越谷市の児童発達支援センターや民間の障がい児通所支援事業所で療育を実施しています。また、就学された後につきましては、民間ではありますが、越谷市内には49箇所の放課後等デイサービスの事業所がございますので、そちらのほうで療育を実施しております。放課後等デイサービスでは、放課後や休業日におきまして支援が必要な児童に対しまして、生活能力向上のための訓練や障がい児の自立促進のために支援を行うほか、放課後等の居場所にもなっております。

○進藤委員 少し本論とは外れてしまうかもしれないのですが、そういった民間のほうに関しましては、療育手帳を持っていないきゃだめということはないですか。

○中村子育て支援課副課長 放課後等デイサービスといった療育のサービスを受ける方につきましては、例えば身体障害者手帳をお持ちの方、それから療育手帳をお持ちの方、それから医療機関に診察をされて、発達障がいや自閉症の症状がある方につきましては、そういった療育が必要だという診断を受けましたら、子育て支援課で障がい児通所支援サービスの支給認定をした上でサービスを受けられるという形です。

○進藤委員 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○高橋市長 6ページの市町村の設置状況、越谷は60%ということで設置率が低いという指摘があるかと思うのですが、この理由は、なかなか財政が厳しいから設置が進まない、対象者も多い、だからなかなかできないということなのか、どういう理由なのでしょう。

○吉田教育長 一つには教室。先ほどありましたけれども、どこでもいいというわけではなくて、できれば職員室の近く、1階というようなところがベストなのだと思います。

それから、予算面ではさほど開設するのに大きな費用はかからない。

あとは指導力、例えばこの学校に開設したいというときに、今は住んでいる地域の学校に通わせたいというような要望が多いんですけれども、あそこの学校にはいい先生がいるから、あそこに行かせたいというようなことになって、その辺のバランスが悪いと、例えば開設しても誰もそこに通う子供がいらないということになってしまう。ですので、

早くつくりたいのはやまやまなんですが、急ぐわけには行かないということで、平成36年に90%を目指すというような形で進めているのが現状です。

○鈴木教育センター所長 教員の育成というのは本当にすごく大切に、特に特別支援学級の保護者は、本当に教員を選んでいるというのが現実にあります。通常の学級でしたら、学区というのがしっかりあるわけですがけれども、特別支援学級につきましては、全ての学校に設置してあるわけではないので、学校選びにつきましては多少柔軟性を持たせています。その際、やはり自分の子供によりよい指導力のある教員の授業を受けさせたいというのが親の本心なのだと思うのですがけれども、そういったところで、保護者に望まれる教員の育成が本当に急務だなと実感しています。

○高橋市長 私の立場からすると、なかなか設置に費用がかかるからできないのかなと感じるのだけれども、今教育長からそんなに費用はかからないということでしたが、ある程度はかかる。通常の学校に特別支援学級をつくって、そういう設備条件を整えなかったら障がい児の受け入れもできないわけで、そういった問題もあるにはあると考えていますけれども、それだけではないと。先生が選ばれるというのは、親がより良い先生にと考えるのも当然かもしれないですけれども。県の越谷西支援学校の先生と小中学校の先生との交流というのはあるのか。

○鈴木教育センター所長 人事の交流も若干はあります。実際、本市で勤めている教員が県立の特別支援学校の教員になって、何年か経って戻ってくるというのもありますし、また教員同士の交流、学び合いというのも研修会等で一緒になったりする機会もあります。

また、県立特別支援学校は、コーディネーターが各学校2名ないし3名いますので、そのコーディネーターが小中学校を巡回して、いろいろと相談に乗ってくれるといったところの交流はあります。

○高橋市長 先生の指導力が問われるということで、指導力を高めるには、やはり本当に時間と経験、経験がやっぱり一番だな。ということは、やはり一口で指導というところにはいかない。

○吉田教育長 堀川委員さんのご質問ですが、一気に100点満点にはなかなか言えないので、特別支援教育支援員の配置、これについては少しずつ拡充させていただいております。さらに指導力向上を図るために、先ほど来から出ていますように県立特別支援学校との連携、さらには発達支援指導事業等も大分拡充も図らせていただいております。こういった周辺環境の整備を今後も継続して進めていかなくてはならないので、今後予算要求をさせていただくこともあるかもしれません。

いずれにしても、徐々に進めさせていただいているという状況です。

○高橋市長 対象者がだんだん増えているというのは、どういうことで増えているのか。

越谷市に転入する人が多いということも想定されるのだけれども、人口比から考えると、これだけの対象者がいるというのは、特別越谷市が多いというわけでもないのか。

○吉田教育長 国の方のお話をしますけれども、平成29年5月1日現在で、平成19年比で特別支援学校に通う児童生徒が1.2倍に増えている。それから、特別支援学級に通う児童生徒については、平成19年比で2.1倍に増えている。通級による指導に通う児童生徒についても2.4倍ということです。国レベルで増えていて、越谷市だけではない。トータルでは、越谷市の場合は微減ですので、微減であるにもかかわらず、2倍程度に増えているということで、全体的にも越谷市としても急増しているというふうに言えるかなど。

その理由についてということで、国の方にも問い合わせをしたりしているが明確な理由は分からない。

○高橋市長 障がいを持った子が増えていくということで、市としてはしっかりと対応していかないといけない。

○司会 荒木委員、いかがでしょうか。

○荒木委員 とてもわかりやすいご説明、ありがとうございます。

特別支援学級の増設につきまして、先ほどとも重複いたしますが、教室の確保と教員の確保という課題があるようですが、越谷市では学級数は増えてきていて、希望者全員が就学できていることです。今後、状況に合わせてよりよい形で進めていければ良いなと思いました。

私の周りにも市内在住ではありませんが、特別な教育ニーズがあるお子さんをお持ちの方々がいます。その方々の話からは、一人一人本当に違うため、一人一人をよく見ることや、保護者に細かく聞くことの重要性がひしひしと伝わってきます。そのような中、先ほどのご説明にもありましたような越谷市のさまざまな担当者を対象とした研修や、専門的に研究をしている大学教員による学校訪問、行動観察を通じた担当教諭への直接のアドバイス、教育センターの学校訪問などはすばらしいものであると感じております。一保護者といたしましては、通級のお子さんを持つ母親が、お子さんはお友達とよくトラブルになって、相手の母親からの苦情でストレスをためているということを目にしたことがあります。そういった母親の心のケアといえますか、孤立しがちな母親が悩みを話せる場所の大切さも感じております。以上です。

○鈴木教育センター所長 ありがとうございます。

実は通級指導教室では、子供の指導ということで行っていますが、保護者とも毎回のよう担当者が話をする機会を設定しております。そういったところで悩みを聞いたり、または保護者に対する支援を行ったりということでサポートさせていただいています。

○司会 渡辺委員、いかがでしょうか。

○渡辺委員 特別支援教育の現状と方向性について、とても詳しくご説明いただきましてよくわかりました。ありがとうございました。

県内他市と比べますと、越谷市の60%の設置率というのは、やはり低いかなというふうに感じまして、方向性としては6年後には91%になるということなんですけれども、少しでも早く多くの小学校に特別支援学級が設置できるようにしていただきたいなと思いました。

○鈴木教育センター所長 先ほど教員の育成の話をしていただきましたが、施設設備につきましても、越谷市はエアコンが今全部の学校に入っているわけですが、中にはエアコンがついていない教室もあるということで、そういったところについては、また予算要求をさせていただきながらと考えております。

○吉田教育長 私のほうからもう一点だけ、4ページを見ていただくと分かるのですが、今特別支援教育というところで、特別支援学級に焦点を当ててお話をいただいておりますけれども、特別支援教育というのは、ここに書いてあるように四角の下に書いてありますけど、特別支援学級はもとより通常の学級を含む全ての教育上特別の支援を必要とする児童等となっております、LD、いわゆる学習障がい、さらには高機能アスペルガーだとか、ADHD（注意欠陥多動性症候群）という障がいについては通常学級に入っている。それから、特別支援学級的であっても子供、それから親御さんとの相談の中で、通常の学級に入っているお子さんもいらっしゃるんですけど、そういったことを考えると、そういった周辺環境、指導力向上のための取組みであるとか、特別支援教育支援員確保もあわせてやっていかないと、特別支援学級だけではすまない話だと考えている。

○司会 他にいかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○司会 ご意見等ないようですので、議事2の児童生徒が学びやすい教育環境の整備についての意見交換につきましては以上で終了とさせていただきます。

○吉田教育長 1つだけ、先ほど国のほうでも増えているということですが、国は何も手だてを打っていないのかという話になりますが、公立義務教育諸小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法の一部を改正してい

るのですけれども、国のほうとしても10年間で障がいに応じた特別指導1対13、13人なら1人の教諭の配置というような形で、加配定数を想定しています。国のほうもそういう施策をあわせて実施していることも御承知おきください。

○**司会** では、議事2は終了とさせていただきます。

続きまして、議事3、その他になりますけれども、皆様方から何かございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○**司会** それでは、本日の議事は全て終了となります。

最後に事務局から今後の予定等について報告をお願いします。

○**事務局** それでは、事務局のほうから2点報告をさせていただきます。

まず、本日第2回の総合教育会議の議事録につきましては、事務局に議事録を作成した後、皆様にご署名をいただきまして、市ホームページに掲載をし、公表してまいりたいと考えております。

それから2点目は、次回の総合教育会議の開催ですが、次回は来年度になりますが、本年度同様11月ごろを予定させていただきます。日程が決まりましたら、改めて御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**司会** それでは、以上をもちまして、本日の総合教育会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。